

欧州復興開発銀行を設立する協定の改正

欧州復興開発銀行を設立する協定の改正

欧州復興開発銀行を設立する協定の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 目的

銀行は、経済的な発展及び復興に貢献するに当たり、複数政党制民主主義、多元主義及び市場経済の諸原則を誓約しかつ適用している中欧及び東欧の各国における開放された市場指向型経済への移行並びに民間及び企業家の自発的活動を促進することを目的とする。銀行は、モンゴルにおいても同一の条件でその目的を達成することができる。このため、この協定及びその附属書において、「中欧及び東欧の各国」、「中欧及び東欧の諸国」、「中欧及び東欧の国」又は「受益国」というときは、モンゴルも含むものとする。